

広報あじす

お知らせ版

昭和60年

No.165

9 / 20

広報あじす 毎月5日 発行
お知らせ版 毎月20日 発行

山口県吉敷郡阿知須町

発行 阿知須町役場

電話 4111番代 754-12

印刷 よしの印刷株式会社



長寿をみんなでお祝い

敬老会に423人が出席

町主催の敬老会が九月十四日に町公民館三階の大講堂で行われ、長寿を祝いました。

八百六十五人のお年寄りを招待しましたが、約半数の四百二十三人が出席し、会場は満員。

式では三好正之町長が長寿のお祝の言葉を述べ、今年度から敬老年金を受けられる四十七人のお年寄りの代表とし

て山田秀雄さん（小南）に年金証書を贈りました。

れる十人の代表・江口茂一
兵衛さん（中村）へ町から記念品が、米寿を迎えるる十
四人の代表・古谷フジさん（赤迫）へ町社会福祉協議会から記念品がそれ贈られました。

県知事（代理）中部社会福祉事務所長重村勇・町議会議長が祝辞。宮本憲吾君（阿小砂一）杉永郁恵ちゃん（井小、旦北）上野めぐみさん（阿中、繩南）が児童・生徒を代表して「元気で長生きしてください」と作文を朗読しました。これに対し、お年寄りの代表・田辺正人さん（岩西）が感謝の言葉を述べ、藤村忠明さんが“老人の主張”と題して講演。

このあと、出席者お待ちかねの余興があり、阿知須婦人会など三団体、三個人が歌や踊りの芸を披露。お年寄りは町からの弁当を食べながら楽しめたひとときを過ごしました。なお、現在町内の六十五歳以上のお年寄りは約千四百人。町民全体の約一六・五%を占めており、年々この割合が増えています。

（写真は満員となつた敬老会で踊りを披露する
阿知須婦人会）

各課からのお知らせ

教育委員会 4111
場合 2022

企画課

有線 2144

県民手帳をあつせん中

保健衛生課

有線 2122

一般健康診査を実施中

老人保健法による健康診査

を次のとおり実施中です。

まだ人はぜひ診査を受け

て、自分の健康状態をつかむ

ようにしてください。

▽期間 九月中（休日を除く

診療時間内）

▽場所 新井医院・共立病院

うことがあげられます。

また、ボーリング井戸では

フッ素が基準より多く検出さ

れるものがありました。

井戸水の水質は季節によつ

て変化します。しかし水道水

はいつでも飲用に適するよ

うに常に衛生管理がされていま

す。安心していつでも飲用で

きることができる水道への加入

をおすすめします。

なお、今まで井戸水で、新

たに水道へ加入される場合、

現在の配管がそのまま利用で

きる場合もありますので、事

前に水道課へご相談ください。



水道課

有線 2141

水道加入のおすすめ

水道課では最近各地区の井

戸水の水質検査を行いました。

件中、二十八件が飲用に適さ

ないことがわかりました。

主な原因としては、大腸菌

群が検出される、一般細菌が

基準値よりも多く、PH値が基準

範囲内に納まっているとい

の治療を行った費用は、各自の負担となりますので健康保険証を忘れずに。

犬は正しく飼いましょう

▽その他 診査を受けるとき

は受診券（区長から対象者に配布）と自己負担金百円を医療機関の受付に出してください。

▽それに精密診査を受けると

ささらに医療をうける資格のある人は

いざれも負担金はいません。

他の検査や発見された病気

▽期間 九月中（休日を除く

診療時間内）

▽場所 新井医院・共立病院

企画課

有線 2144

県は毎年「県民手帳」を発行していますが、来年用の申し込みを受け付けています。

この手帳は、日記欄のはかに県内の統計資料なども収録してあります。

各地区の区長さんに予約申しへ込み書を配布しています。

希望者は十月九日（水）までにお申し込みください。

一冊三百円です。

▽期間 九月上旬

▽場所 新井医院・共立病院

▽期間 九月上旬

▽場所 新井医院・共立病院

▽期間 九月上旬

▽場所 新井医院・共立病院

▽期間 九月上旬

▽場所 新井医院・共立病院

▽期間 九月上旬

▽期間 九月上旬

調査基準日 10月1日(火)
調査の期間 9月24日(火)
10月7日(月)



期間中、調査員がみなさんのご家庭を訪問しますので、よろしくお願いします。

特に、犬は放し飼いにせず、きちんとつないでおいてください。

**町民健康体力
づくりの集い**

10月10日

十月十日の“体育の日”にちなんで「町民健康体力づくりの集い」を労働者体育センターで次のとおり開きます。誰でも参加出来ます。会場で申し込みを。

▽スポーツテストコート
(午前十時～午後三時)

▽健康相談コーナー
(午前十時～午後三時)

▽軽スポーツコーナー
(午後十時～午後三時)

▽おらが町ナンバーワンコー
ナ



ル、反復横跳び、時間往復走
(午前十時～午後三時)

第三十四回町内球技大会が九月一日、阿知須中学コートを中心を開催されました。

当日は各種目に選手、応援に約千人が参加、熱戦が展開され成績は次のとおりでした。

①砂郷②岩倉③小古郷、中西

①砂郷②小古郷、繩田

①砂郷②飛沖③東条、赤浜

①赤浜②小古郷③砂郷、引野

▽総合

**町職員を
募集中**

町では町職員を次のとおり募集しています。

▽受付期間 九月二十一日(金)～十月十五日(火)

▽試験区分、職種、採用予定人員、受験資格下表のとおり

▽申し込み・問い合わせ

先 町総務課町民相談係(電話四一一一、有線二二一六)

試験区分	試験職種	採用予定人員	受験資格
大学卒程度	技術職員 (土木技術者)	1名	昭和37年4月2日以降に生まれた者で学校教育法に規定する大学(短期大学を除く)の卒業者、または、昭和61年3月に卒業見込みで土木の学業を習得しているもの
高校卒程度	事務職員	1名	昭和41年4月2日から昭和43年4月1日までに生まれた者で、学校教育法に規定する高等学校を卒業した者、または昭和61年3月に卒業見込みの者

阿知須町内交通事故発生件数

(8月末まで)

	59年	60年	増減
発生件数	81	64	-17
死者	1	0	-
重傷	6	4	-2
軽傷	20	22	+2

“思いやり”みんなのための交通安全”をスローガンに秋の交通安全健民運動が展開されます。期間は九月二十一日(土)から三十日(月)までの十日間。今回の運動の重点目標は次の三つです。



一、シートベルトの正しい着用の徹底

二、若年運転者の交通事故防止

三、歩行者および自転車利用者特に高齢者の交通事故防止

ことしの町内における交通事故発生状況は表のとおりで、発生件数はやや減少しています。しかし、小郡署管内は激増していますので、引き続き安全運転を心がけましょう。

**公給領収証を
受け取りましょう**

そのとき経営者は、この税金を受け取ったしとてして「県が交付した公給領収証」をお渡しすることになります。

料理飲食等消費税が確実に當者の方が県に代って料金と一緒に課税される県税で、料理店などの経営者が利用されたときに料金と一緒にこの税金を徴収します。

料 税金のかかるときは

料 税金を納められるよう必ず「公給領収証」を受け取りましょう。料 税金を納められるよう必ず「公給領収証」を受け取ります。

料 税金を納められるよう必ず「公給領収証」を受け取ります。

お店の区分など	税額	公給領収証
料理店・小料理店 バー・キャバレー	料金の10%	すべて交付されます
旅館	宿泊の場合 (1人1泊につき)	5,000円を超えるとき…2,500円を控除した差額の10% 5,000円以下のとき…税金はかかりません
	宿泊しない場合	1人当たり2,500円を超えるとき…料金の10%
飲食店・大衆食堂 喫茶店など	1人当たり2,500円以下のとき…税金はかかりません	すべて交付されます
料理店・仕出し屋など から仕出しを受けたとき	1品の価格が1,000円を超えるとき…料金の10% 1品の価格が1,000円以下のとき…税金はかかりません	交付されません
指定された食券食堂		

※知事の承認を受けた会計機で作成された領収証は公給領収証に代わるものとして取扱われます。

とあわせて官公署、企業、団体が、赤い羽根募金運動に協力をお願いします。

また、厚生省ではこの調査を実施しています。

木口県衛生部医務課

原爆被爆者の実態 調査にご協力を

“赤い羽根”で親まれている國民助け合いの共同募金が、今年も十月一日から全国一斉に行われます。

助け合いの心——お互いに困ったときは助け合い、住み

よい地域社会をつくる活動に進んで参加しよう——という一人ひとりのやさしさを行動で表わすもの、それが赤い羽根です。

昨年は、町内で百七十一万

体などをはじめ、一般の方々が持つておられる原爆による死没者に関する資料(例えは、原爆被災職員名簿等)を収集しています。資料をお持ちの人は、山口県衛生部医務課

全国道路標識週間

十月七日～十二日

この調査は、被爆者の方々の生活、健康などの状況を総合的に把握するとともに、原爆による死没者の状況を明らかにするための資料を得るためにあります。八月一日現在で被爆者健康手帳を持っているすべての人に、十月一日までに調査票が山口県衛生部医務課から郵送されますのでご協力をお願いします。

木口県衛生部医務課

閉館のお知らせ

電話山口②三二一一、内線二六一五番)までご連絡ください。



赤い羽根募金運動

十月一日から始まります

おしらせ



六千七百八十六円がみなさんから寄せられました。この浄財は、恵まれない子どもやお年寄り、身障者の方の福祉のために役立てられました。

今年は、一戸あたり六百円を目標に募金活動を行ないます。みなさんの温かいお気持

司法書士の法律相談
十月一日に宇部市で

により、一人でも多くの人々の幸せが築かれますよ、ご協力をお願いします。

司法書士の法律無料相談が次のとおり開かれます。

△費用 無料

△相談内容 登記、供託、訴訟書類作成など、司法書士業務に関するもの

△相談会場 山口地方法務局宇部支局(宇部市松山町一丁目、電話宇部②七二二一)

△問い合わせ先 山口県司法書士会電話山口②五三二〇

間を通して、よりよい道路標識にするため道路標識が正しく設置されているか、さらにその管理が徹底されているか検討しています。

木口県ではこの道路標識週間をかけて、秋季資料点検のため、文書館は秋季資料点検のため、十月十三日(日)から十月二十二日(火)まで閉館とのことです。

◇催しもの◇

24日 乳幼児衛生教育(保健室、後一時)

25日 一歳六ヶ月健康診査(公、後一時)

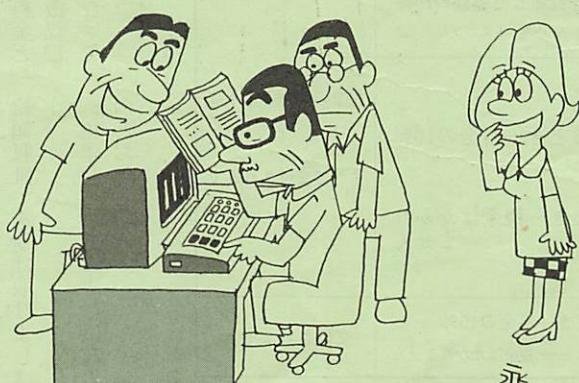
27日 ジフテリア予防接種(阿小、後一時半)

30日 麻疹(新井医院、後二時)

木口県衛生部医務課

10月4日 ジフテリア(井小、後一時半)

工夫と努力で環境改善 心とからだの健康増進



全国労働衛生週間
10月1日～7日